

# 多根介護老人保健施設てんぼーざん介護予防通所リハビリテーション運営規程

## (運営規定設置の主旨)

第1条 社会医療法人きつこう会が開設する多根介護老人保健施設てんぼーざん（以下「当施設」という。）において実施する介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

## (施設の目的)

第2条 介護予防通所リハビリテーションは、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

## (運営の方針)

第3条 当施設では、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごす事が出来るようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその身元引受人に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

## (施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- |              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 施設名      | 多根介護老人保健施設てんぼーざん                |
| (2) 開設日      | 平成12年3月30日                      |
| (3) 所在地      | 大阪市港区築港3丁目4番25号                 |
| (4) 電話番号     | 06-6599-1616 FAX番号 06-6599-1617 |
| (5) 管理者名     | 刀山 五郎                           |
| (6) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設（2750480010号）           |

## (従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| (1) 医師          | 0. 2人以上         |
| (2) 看護・介護職員     | 6人以上（うち看護師1名以上） |
| (3) 理学療法士・作業療法士 | 1人以上            |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (2) 看護・介護職員は、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づく看護・介護を行う。
- (3) 理学療法士・作業療法士は、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間を以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。  
(ただし、祝祭日、年末年始12月31日から1月3日は休業日とする。)
- (2) 営業日の午前9時から午後5時までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、60人とする。(うち20人程度は介護予防短時間通所リハビリテーションの利用定員数とする。)なお、当該介護予防通所リハビリテーションと一体的に指定通所リハビリテーションを実施する場合には、双方の利用者数の合計が当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(介護予防通所リハビリテーションの内容)

第9条 介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- ①介護予防通所リハビリテーション計画の実施
- ②相談、援助等
- ③機能訓練
- ④介護サービス(移動、排泄の介助、見守り等)
- ⑤介護方法の指導
- ⑥健康状態のチェック
- ⑦食事サービス

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。  
別添資料(利用者負担説明書)の通りとする。
- (2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、おむつ代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

港区：全域

(身体の拘束等)

第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じる。

- (1) 職員に対する虐待を防止するための研修の実施。
  - (2) 利用者及びその身元引受人からの虐待等に関する苦情処理体制の整備。
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置として成年後見制度の利用支援等を行なう。
- 2 当施設は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(褥瘡対策等)

第 14 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、発生を防止するための体制を整備する。

(利用に当たっての留意事項)

第 15 条 介護予防通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

利用者及びその身元引受人は、施設の清潔、整頓、その他の環境衛生のため施設に協力しなければならないものとする。

利用者及びその身元引受人は、施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害することを禁止するものとする。

(非常災害対策)

第 16 条 消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (2) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。  
防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）  
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 17 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供中に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

第 18 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 19 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 20 条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会医療法人きつこう会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 21 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 22 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 23 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族等の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 24 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 介護予防通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会医療法人きつこう会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、令和 4 年 4 月 1 日より改定する。